

## 議案第10号

北本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

北本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。